

## 潜水器漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

本県瀬戸内海海区における潜水器漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

### 第1章 制限措置

（漁業種類、操業区域、漁業時期）

第1 各漁業種類の操業区域並びに漁業時期は、別表1から4各欄のとおりとする。

2 協定等により操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（漁業を営む者の資格）

第2 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業種類について、右欄に掲げる資格を有する者とする。

漁業種類	漁業を営む者の資格
別表1から2まで 及び4の漁業	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

（船舶を使用しない潜水器漁業の禁止）

第3 別表1から4までの漁業は船舶を使用しなければならない。

（許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限）

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

### 第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第5 次表の左欄の漁業種類について、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。

漁業種類	条件
別表1の漁業 (なまこ潜水器漁業)	1 日没から日の出に至る間操業してはならない。 2 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。 3 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。 潜水土名 <input style="width: 400px;" type="text"/>
別表2の漁業 (なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業)	1 日没から日の出に至る間操業してはならない。 2 なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。 3 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。 潜水土名 <input style="width: 400px;" type="text"/>
別表3の漁業 (みるくい・なみがい・たいらぎ潜水器漁業)	1 日没から日の出に至る間操業してはならない。 2 みるくい・なみがい・たいらぎ以外の水産動植物を採捕してはならない。 3 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。 潜水土名 <input style="width: 400px;" type="text"/>
別表4の漁業 (なまこ・さざえ潜水器漁業)	1 日没から日の出に至る間操業してはならない。 2 なまこ・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。 3 潜水土は1名とし、下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。 潜水土名 <input style="width: 400px;" type="text"/>

### 第3章 優先順位等

#### (許認可の優先順位)

第6 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者（漁業を営む者の資格が定められた漁業にあつては、第2の規定による資格を有する者）のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあつては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であつて、次のア、イのいずれかに該当する者。
  - ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
  - イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

#### (許可の有効期間)

第7 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

#### (教示事項)

第8 次表の左欄の漁業種類について、それぞれ右欄に掲げる教示事項を付する。

漁業種類	教示事項
別表1及び2の漁業	1 高気圧作業安全衛生規則に定められた事項を遵守すること。 2 操業に関し、操業区域の漁業権者から指示のある場合はこれに従うこと。
別表3の漁業	1 高気圧作業安全衛生規則に定められた事項を遵守すること。 2 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。 (※第1の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ)
別表4の漁業	1 高気圧作業安全衛生規則に定められた事項を遵守すること。 2 操業区域の漁業権者が策定している当該漁業の管理計画を遵守すること。
全ての漁業	この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 「明石浦地区のなまこ・さざえ潜水器漁業許可方針（平成29年10月2日内規）」のほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区における潜水器漁業に係る内規は廃止する。

別 表 1 漁業種類：なまこ潜水器漁業

地区	操業区域	漁業時期
1 兵庫	次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。 A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 B Aから220度490メートルの点 ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界 イ アから159度1,000メートルの点 ウ Bから139度885メートルの点 エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点	11月 1日から 翌年 4月30日まで

別 表 2 漁業種類：なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業

地区	操業区域	魚種	漁業時期
1 神戸	共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。 A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 B Aから220度490メートルの点 ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界 イ アから159度1,000メートルの点 ウ Bから139度885メートルの点 エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点	なまこ、あわび、 さざえ	12月 1日から 翌年 4月30日まで
		うちむらさき	12月 1日から 翌年 5月31日まで
2 神戸西	共第2号共同漁業権漁場の区域	なまこ、あわび、 さざえ	12月 1日から 翌年 4月30日まで
		うちむらさき	12月 1日から 翌年 5月31日まで

別 表 3 漁業種類：みるくい・なみがい・たいらぎ潜水器漁業

地区	操業区域	漁業時期
1 明石	明石市魚住町以東の明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	11月 1日から 翌年 5月31日まで

(注) 操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。

別 表 4 漁業種類：なまこ・さざえ潜水器漁業

地区	操業区域	漁業時期
1 明石	共第9号共同漁業権漁場の区域（水深20メートル以浅の区域に限る）。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。	12月 1日から 翌年 4月30日まで